

労働協約の地域的拡張適用

同一の地域において働く同種の労働者の大多数が一つの労働協約の適用を受けることになったとき、その労働協約の当事者の双方または一方の申立て（地域的な一般的拘束力の申立て）に基づいて、県知事は、当委員会の決議を経て、当該地域において働く他の同種の労働者及びその使用者についても、当該労働協約の適用を受けるべきことの決定を行うことができます（労働組合法第18条第1項）。

1 申立て

申立ては県知事（商工労働部労働政策課）に対して行うこととされております。

労働組合が申立てを行う場合には、当委員会の労働組合資格審査を経る必要があります（労働組合法第5条第1項）。

2 労働委員会の決議及び決定

- (1) 申立てがあると労働委員会は総会において決議します。
- (2) 当該地域が本県内のみにある場合は県知事が行いますが、地域が2以上の都道府県にわたる場合、または中央労働委員会において当該事案が全国的に重要な問題に係るものと認める場合は、厚生労働大臣が行うこととされています（労働組合法施行令第15条）。

3 決定・公示

当委員会の決議を経た後、県知事が当該労働協約の当該地域における拡張適用を決定し、公告することより効力が生じます。

<お問合せ先>

〒900-0036 沖縄県那覇市西3-11-1（沖縄県三重城合同庁舎7階）
沖縄県労働委員会事務局 調整審査課
TEL 098-866-2551
FAX 098-866-2554